



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング  
(JASDAQ コード : 3350)  
問合せ先 財務経理執行役員 王生 貴久  
電 話 (050-5835-0966)

### 定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 30 日開催予定の第 17 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 定款変更の理由

##### ① 責任限定契約の締結範囲の変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。

なお、定款第 32 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、 <u>社外取締役</u> とその間に、 <u>任務を怠ったこと</u> に	(取締役の責任免除) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>

<p>よる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意かつ重大な過失がない時は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意かつ重大な過失がない時は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
--	---

## 2. 日程

定款一部変更の件のための株主総会開催予定日 平成 27 年 12 月 30 日 (水)

定款一部変更の効力発生予定日 平成 27 年 12 月 30 日 (水)

以上